

ライフの学校 放課後デイサービスセンター 幸町キャンパス

重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者名称及び概要

項目	内容
法人名	社会福祉法人 ライフの学校
法人所在地	宮城県仙台市若林区上飯田字天神1番1
電話番号	022-289-8555
代表者氏名	理事長 田中 伸弥
設立年月日	平成19年2月16日

2. 事業所の概要

項目	内容
事業所の種類	放課後等デイサービス
事業所の名称	ライフの学校 放課後デイサービスセンター 幸町キャンパス
事業所の所在地	宮城県仙台市青葉区高松1丁目6-2
連絡先	電話：070-1452-6006 FAX：022-725-8478
管理者氏名	岩槻 幸展
児童発達支援管理責任者	佐藤 朱音
定員	10名
指定年月日	令和8年2月1日
事業所番号	0455111260
事業所が行っている他のサービス	なし

3. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人ライフの学校（以下、「事業者」という。）が設置、運営するライフの学校放課後デイサービスセンター 幸町キャンパス（以下、「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援（放課後等デイサービス）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な指定通所支援の提供を確保することを目的とします。

(2) 運営の方針

1. 事業者は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。
2. 事業所の従業者は、指定通所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、障害児等に対し、支援を必要な事項について、理解しやすいように説明を行います。
3. 事業者はその提供する指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
4. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

4. 職員体制

職種	員数	職務の内容
管理者	1名	職員の管理、業務の実施状況の把握、法令遵守の指揮命令等、事業所運営を統括します。
児童発達支援管理責任者	1名	個別支援計画の作成、サービス管理、評価、保護者への説明等を行います。
児童指導員、保育士、機能訓練担当職員	常勤2名以上	個別支援計画に基づき、障害児に対し、適切な指導等を行います。

※厚生労働省並びに仙台市の定める指定基準を遵守しています。ただし、指定基準を下回らない範囲で変動することがあります。

5. 営業日及び営業時間、サービス提供時間

営業日	月曜日から金曜日(国民の祝日を含む)までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
営業時間	学校終了後：（平日）は午前14時から午後17時00分まで 学校休業日：（長期休暇等）は午前10時00分から午後16時00分まで ※上記サービス提供時間外の延長支援については、別途定めます。

6. 通常の事業の実施地域

仙台市宮城野区、青葉区、泉区とします。

7. 利用料金

当事業所の利用料金は以下のとおりです。

(1) 法定利用者負担額

内閣総理大臣が定める基準により算定された費用の1割をご負担いただきます。

また、利用者負担には世帯ごとの月額上限があります。

利用者負担額の軽減措置等が適用される場合がありますので、受給者証をご確認ください。

(2) 法定利用者負担額以外の費用（実費）

項目	金額（実費）
おやつ代	1回あたり100円
その他活動費	外出時の施設利用料、材料費、交通費等、実費
サービス提供記録等の複写に要した費用	実費
送迎費用	事業所の通常の実施地域以外の場合は、実費をいただく場合があります。
故意破損弁償代等	原状回復に要した費用、実費

(3) 利用者負担に関する月額上限

世帯所得	負担上限額
生活保護・低所得	0円
一般世帯1	4,600円
一般世帯2	37,200円

(4) お支払い方法

利用料金は、1ヵ月ごとに計算して請求しますので、毎月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- 当事業所への現金支払い(※お釣りのないようをお願いいたします。)
- 指定口座への振込み
- 指定口座からの引き落とし

お振込によるお支払 ご入金いただく場合の手数料につきましては、ご負担願います。

振込先 **七十七銀行 幸町支店** 普通番号 **5023568**
 口座名義 社会福祉法人 ライフの学校 認知症対応型グループホーム
 nuku杜たかまつ 理事長 田 中 伸 弥
 口座振替によるお支払
 その他の銀行 毎月27日振替(※上記同様)

8. サービス利用に当たっての留意事項

利用者は、サービスの利用に当たっては、以下の点に留意するものとします。

- 他の利用者や従業者に対して暴力行為や迷惑行為をしないこと。
- 指定した場所以外での火気を用いないこと。
- 事業所内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害する行為をしないこと。

9. 非常災害時の対策とお願い

- 当事業所では、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難訓練等を実施します。
- 非常災害時における関係機関への通報及び連絡体制を整備し、職員に周知徹底を図ります。
- 基本、学校の災害マニュアルに準じての対応となりますが、支援中に災害等の緊急事態が生じた際には、電話回線混雑回避のため、こちらからの連絡が来るまでは、待機願います。ケアコラボにて利用者の状態、施設や施設周りの状況をご連絡させていただきますのでご確認ください。その後の対応につきましては、保護者をご相談の上、安全を最優先に事業所が責任をもって対応いたしますのであらかじめご了承願います。

10. 体調不良時の対応について

利用者の健康と安全を守るため、事業所内にて**体調不良**、または**37.5度以上の発熱**が確認された場合には、速やかに保護者へご連絡をさせていただきます。その際、状況に応じて「**保護者による送迎**」か「**事業所によるご自宅への送迎**」かについて、相談・調整をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

緊急連絡先が変更になった場合や、当日の連絡手段に指定がある際は、事前にお知らせいただけますと幸いです。

11. 苦情申立て及び虐待防止の窓口

(1)当事業所では、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置しています。また、虐待の防止のため、委員会や研修を定期的実施します。

苦情受付窓口	管理者または児童発達支援管理責任者
電話番号	070-1452-6006

(2)行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は、宮城県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

仙台市役所 健康福祉局障害者サービス指導係	022-214-6141
福祉サービス利用に関する 運営適正化委員会	022-716-9674

12. 個人情報の保護

当事業所では、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、業務上知り得た利用児童及びその家族に関する秘密を保持します。他の事業者等に情報を提供する際は、事前に文書で同意を得ます。

13. 契約の終了

利用者から事業者30日前までに申し出があった場合、契約を終了することができます。

利用料金の支払いが滞った場合や、本契約書に定める事項に違反した場合など、事業者がサービス提供の継続が著しく困難と認めた場合は、1ヶ月前までに文書で通知することにより、契約を終了させていただくことがあります。

上記内容について、本書面をもって説明し、同意します。

令和 年 月 日

甲（保護者）

住 所： _____

氏 名： _____

児 童 名： _____

乙（事業者）

名 称：社会福祉法人ライフの学校

住 所：宮城県仙台市若林区上飯田字天神1番1

氏 名：理事長 田中 伸弥

利用曜日

月曜日 14:00~17:00	火曜日 14:00~17:00	水曜日 14:00~17:00	木曜日 14:00~17:00	金曜日 14:00~17:00	